

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成29年9月27日（平成29年（独個）諮問第56号）

答申日：平成30年2月6日（平成29年度（独個）答申第66号）

事件名：本人のハラスメント苦情申立てに係る判断等の経過に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人（特定研究科）の申し立てた苦情審理（特定年月日，特定文書番号）に関わる調査記録，関係者の証言，報告書，再審査に係るハラスメント防止委員会の判断，会議記録等，本案件に係る大学の判断・決定の経過に関する記録の一切（審査請求人以外の個人情報に係る記述の部分は黒塗りないし匿名で構わない）」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し，人事部（国立大学法人東京大学人事部を指す。以下同じ。）が保有する本件請求保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定については，本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが，本件対象保有個人情報の一部を不開示としたことは，理由の提示に不備がある違法なものであり，取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年4月28日付け第28-558号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

原処分において法に基づき不開示とした部分に関する理由として

ア 「審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある部分については，法14条4号に該当する」ため不開示としたとされるが，既に請求内容である当該委員会の決定は公正・中立に行われているはずであり，その調査過程・審議内容を不開示とする理由に当たらない。この点，本請求内容を不開示にすることは，当該する大学の意思決定の過程によもや「中立」ではない部分があったので

はと推られかねず、調査報告書の秘匿理由に関し大幅な理由不備が認められる。

イ 「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分」については、法14条5号柱書きに該当するため不開示とされるが、審査請求人は自身のハラスメント調査報告書の内容を公開せよと請求しているのであり、これが大学法人にとって「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」とは到底考えられず、むしろ苦情申立者として当然の請求であり権利行使であると考えられる。この点に関して、「業務の遂行に支障を及ぼす」というような漠然とした理由で不開示とするのは大学法人の公益性・公開性にもとるものであり、妥当性を欠いた秘匿理由に該当する。

ウ 開示情報に関して「人事部が保有する」となっているが、申立人の請求内容は「苦情審理に関わる調査記録、関係者の証言、報告書、再審査に係るハラスメント防止委員会の判断、会議記録等、本案件に係る大学の判断・決定の経過に関する記録の一切」であり、その保管部局は人事部に限定されず、ハラスメント防止委員会ないし当該研究科等にも該当し、録音資料等この度公開されえなかった資料も加えて存在するため、妥当性を欠く限定である。

以上のような不開示に関する理由不備のため、結果として開示された文書は、既に審査請求人が慣行として知ることができる情報（法14条2号ただし書イ）も含め全面的に黒塗りとなっており、国立大学法人のもつべき公正性に欠けたもので、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づいた情報公開の体を全くなしていない。

よって、既に開示された文書の黒塗りを外した全面的な情報公開を求める。またその中で少なくとも、

開示資料1 ハラスメント相談員から送付された補足（44頁）

開示資料2 幹事会議事録（45－46頁）

開示資料4 ハラスメント調査報告書（101－109頁）

開示資料8 防止委員会議事概要（147－148頁）

の黒塗り事項について、全面的な開示を求める。なおその際、個人名等は秘匿処理を行うことが強く望まれる。

（2）意見書

審査請求人から平成29年12月4日付け（同月8日受付）で意見書1及び資料が、同月20日付け（同月22日受付）で意見書2が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報及び審査請求の対象について

特定された本件対象保有個人情報、人事部が保有するハラスメント防止委員会関係の資料である。東京大学では、ハラスメント防止委員会等資料については、審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあり、法14条4号に該当するとともに、公にすることによって、東京大学の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条5号柱書きに該当するため不開示とした。開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、同条2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものが記載されている個人情報は不開示とした。

これについて、審査請求人は、平成29年7月27日受付の審査請求書の中で、審査請求人の申し立てた苦情審理に関わる調査記録等の一切について、文書の黒塗りを外した全面的な開示を求めている。その中で、少なくとも「ハラスメント相談員から送付された補足」、「幹事会議事録」、「ハラスメント調査報告書」及び「防止委員会議事概要」の全面的な開示を求めており、その際、個人名等は匿名処理を望んでいるものである。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「既に請求内容である当該委員会の決定は公正・中立に行われているはずであり、その調査過程・審議内容を不開示とする理由に当たらない。自身のハラスメント調査報告書の内容を公開せよと請求しているのであり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすとは到底考えられない。開示情報に関して「人事部が保有する」となっているが、請求内容は記録の一切であり、ハラスメント防止委員会ないし当該研究科等に録音資料等この度公開されえなかった資料も加えて存在するため、妥当性を欠く限定である。よって、既に開示された文書の黒塗りを外した全面的な情報公開を求める。」と主張している。

以上の審査請求人の主張に対する説明に際して、まず、審査請求人以外の個人名その他個人を識別できる情報の取扱いについて説明する。審査請求人以外の個人情報については、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものが記されている個人情報を不開示とした。

次に、ハラスメント防止委員会の調査過程・審議内容を開示せよという主張に関しては、既に活動を行っていない委員会等に関する情報であっても、事後的に公開されることになると、今後の同種の審議、検討又は協議での率直な意見の交換等を困難にするおそれがあるものもある。このような場合に該当する部分については、法14条4号に基づき不開示とする必要がある、開示することはできない。当該委員会委員名についても、学内にすら公表しておらず、委員が公になることで不当な働きかけも考えられ

ることから同様の理由で開示することはできない。また、当該委員会は今回の審査請求以外の事案も当然含まれており、そういった事案について委員会に何回諮っているか等事案の性質も踏まえて特に慎重を要することから、回数や開催日時も開示することはできない。加えて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分については、同条5号柱書きにも該当し、不開示とした。

「人事部が保有する」となっているが、請求したのは、記録の一切であり、その保有部局は人事部に限定されず、ハラスメント防止委員会ないし当該研究科等も該当し、録音資料等この度公開されえなかった資料も加えて存在するという主張に関しては、関係者からの事情聴取などの調査に関する情報は、確かに当人に了解を得た上で録音していた。しかしながら、その際、プライバシー遵守も確約しているとともに、事情聴取内容が公開されてしまうと今後同種の調査において、関係者が申告を拒んだり、真実を申告することを回避する等の事態を誘発するおそれがある。かかる情報の開示は、ハラスメント防止に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあり、開示することはできない。「調査記録」、
「関係者の証言」については、当該研究科からハラスメント防止委員会に調査報告書として提出しており、その資料が「ハラスメント調査報告書」であるが、上述と同様の理由により開示することはできない。なお、この資料を当該研究科にも確認したが、ハラスメント防止委員会に調査報告書を提出した後、録音資料等は破棄している。

なお、ハラスメント相談員所見（補足）についても、その内容が公開されてしまうと今後同種の所見を記録する際に真実を申告することを回避する等の事態を誘発するおそれがあるため、開示することはできない。

したがって、処分庁の決定は妥当なものであると判断するとともに、審査請求人の主張は支持できない。

3 以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| ① | 平成29年9月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月10日 | 審議 |
| ④ | 同年12月8日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月22日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑥ | 平成30年1月16日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年2月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、人事部が保有する本件請求保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、その一部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、人事部以外の部局が保有する個人情報の特定及び不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及びその一部を不開示としたことの妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、審査請求人が東京大学ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）に対してハラスメント苦情申立てを行った案件に関するものである。委員会の庶務は、東京大学ハラスメント防止委員会規則（以下「規則」という。）に基づき人事部（労務・勤務環境課）において処理されており、また、当該案件については、委員会が設置する幹事会において対象部局である特定研究科に対処申入れを行うことが決定され、同研究科において調査が行われた。

イ 上記アの経緯等を踏まえ、原処分に当たっては、人事部及び特定研究科において、書庫、事務室及びパソコンの共用フォルダ内の探索を行った。

ウ 上記イの探索の結果、人事部において、本件対象保有個人情報が記録された法人文書（審査請求人によるハラスメント苦情申立てに係る委員会関係資料）を保有していることが確認できたため、当該保有個人情報を特定し、原処分を行った。

エ また、上記イの探索の結果、特定研究科においては、同研究科によって作成され、委員会に提出された当該案件に係る調査報告書（以下「報告書」という。）を保有していることが確認できたが、報告書は、人事部が保有する上記ウの法人文書に含まれているものであり、それ以外に本件対象保有個人情報が記録された法人文書を保有していない。

なお、特定研究科においては、報告書の作成に当たって、関係者から聞き取りを行い、録音データを作成していたが、報告書が完成し、報告書を委員会に提出した後に破棄した。

(2) そこで検討すると、当審査会において、諮問庁から規則の提示を受け、本件対象保有個人情報が記録された法人文書と併せて確認したところ、審査請求人によるハラスメント苦情申立ての取扱い等については、上記

(1) アのとおりであると認められ、上記(1)イの探索の方法及び範囲に特段の問題があるとは認められない。そして、審査請求人は、人事部以外の部局が保有する個人情報の特定を求めるところ、特定研究科においては、人事部が保有する上記(1)ウの法人文書に含まれる報告書以外に本件対象保有個人情報記録された法人文書を保有しておらず、また、特定研究科において、報告書の作成に当たって作成した録音データは、報告書を委員会に提出した後に破棄した旨の諮問庁の上記(1)エの説明については、不自然、不合理であるとはいえず、また、本件対象保有個人情報の外に、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報が存在していることをうかがわせる事情も認められない。

したがって、東京大学において、本件対象保有個人情報の外に、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 理由の提示について

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の一部又は全部を開示しないときには、法18条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。理由の提示の制度は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものである。かかる趣旨に照らせば、この通知に提示すべき理由としては、開示請求者において、不開示とされた箇所が法14条各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。

上記の理由の提示として、不開示事由が複数あるときに、具体的な不開示部分を特定していない場合には、各不開示事由と不開示とされた部分との対応関係が明確であり、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合を除き、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。

- (2) そこで、まず、原処分における理由の提示の妥当性について検討すると、当審査会において、諮問書に添付された原処分に係る保有個人情報開示決定通知書を確認したところ、原処分においては、本件対象保有個人情報のうちの不開示部分とその理由について、「審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある部分については、法14条4号に該当し、また、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分については、同条5号柱書きに該当するため不開示とする。開示することにより、なお開示請求

者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、同条2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないものが記載されている個人情報を開示としないとする。」とされているだけで、どの部分が上記の開示事由のいずれに該当するのか不明であるばかりか、不開示事由についても、各不開示条項の規定をそのまま引用したに等しい内容が書かれているにすぎず、当該不開示事由に該当すると判断した理由を具体的に示しているとはいえない。また、各不開示事由と不開示とされた部分との対応関係が明確であり、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得る場合に当たるといえるような事情も認められない。

なお、開示の実施を行った保有個人情報が記録された法人文書を見てみると、不開示部分がある各ページの上部には不開示条項が付記されているが、これを理由の提示又はそれを補うものと見ることはできない。

- (3) 以上を踏まえると、確かに、原処分においては、不開示の理由として、法14条2号、4号及び5号柱書きは示されているものの、本件対象保有個人情報のどの部分が、どのような根拠により、これら不開示事由のいずれに該当するのかが開示請求者において了知し得るものになっているとはいえないから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、本件対象保有個人情報の一部を開示としたことは、法18条1項及び2項の趣旨並びに行政手続法8条に照らして違法であるので、取り消すべきである。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、東京大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であるが、本件対象保有個人情報の一部を同条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示としたことは、その理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史